

契 約 条 件 等

案件番号及び案件名：令和7年度 単総一庁 第16号

四日市港ポートビル空調設備改修工事（その3）

1. 本工事は、令和7年度を初年度とする2ヵ年（令和7年度から令和8年度）にわたる債務負担行為による契約である。
2. 各年度の支払予定額は、令和7年度に33%程度、令和8年度に67%程度とする。
ただし、予算の都合等により、変更する場合がある。また、前払金の額については別途協議するものとする。
3. 前払金は、当該年度履行分に対して四日市港管理組合財務規則第70条により請求することができるが、令和8年度の前払金は、前会計年度の年度割額を履行し、その支払いを受けた後でないと請求することができない。なお、令和8年度の前払金は、令和8年4月1日以降に請求することができる。